

令和7年度支援機関と連携した脱炭素経営促進事業仕様書

1. 事業名

支援機関と連携した脱炭素経営促進事業

2. 目的及び事業概要

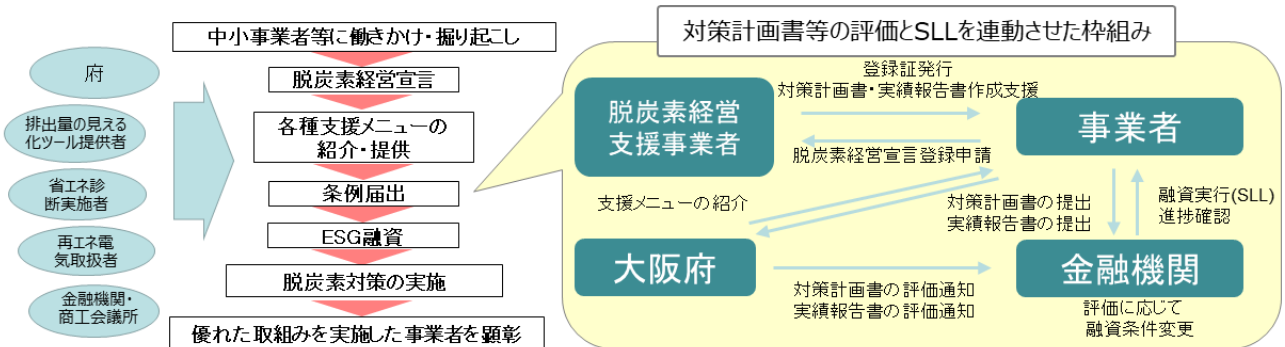
2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、府域におけるCO₂排出量の半分以上が事業活動から排出されていることから、事業者における積極的なCO₂排出削減対策につなげるなど、脱炭素経営の浸透を図ることが重要である。

令和5年4月から、脱炭素化に関する知識やノウハウが十分でない中小事業者をはじめとする事業者を対象に、まずは脱炭素化への第一歩として脱炭素経営に率先して取り組むことなどを宣言してもらい「脱炭素経営宣言登録制度」の運用を開始した。今後は宣言事業者の掘り起しだけでなく、宣言事業者に計画的・継続的に脱炭素対策を実施いただくことが必要不可欠である。

本事業では、民間事業者が有するネットワーク等を活用して制度を周知し掘り起しを行うとともに、脱炭素経営宣言を行った事業者には登録証を発行するほか、省エネ診断の支援、補助金やESG融資の情報提供など各種支援を行う。

また、宣言事業者への新たな支援として、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づく対策計画書等の評価とサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）^{※1}を連動させた枠組みを活用した新たな制度を構築し、中小事業者における第三者認証費用を不要にしてESG融資を促進することで、中小事業者の脱炭素経営を加速させることを目的とする。

※1 野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）に向けて行動し、事前に定められた、重要業績評価指標（KPI）によって評価される改善度合と融資条件が連動するローン。



3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託上限額

22,000,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容

(1) ESG融資を促進する新たな制度構築及びその制度の運営についての支援

中小事業者に対するESG融資を促進するため、条例に基づく対策計画書等の評価とSLLを連動

させた枠組みについての第三者意見を取得するなど、新たな制度の構築及びその効率的な運営について支援を行う。

大阪府では、条例に基づく対策計画書及び実績報告書の届出制度（特定事業者以外の事業者）とSLLを連動させた新たな制度を構築することとしており、概要は以下のとおり。

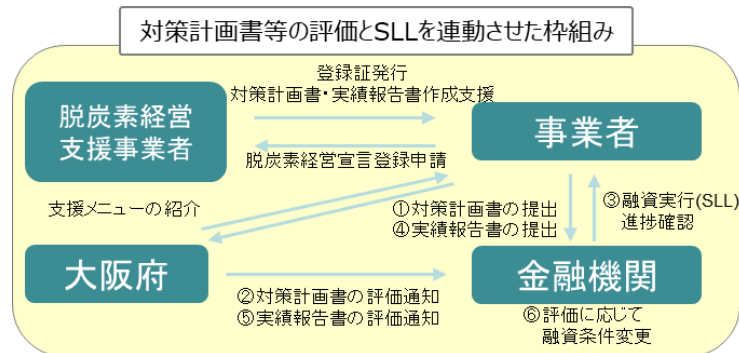
- ・ KPI として、大阪府内に所在する事業所における事業活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率及び重点対策実施率を想定
- ・ SPTs として、以下①、②のいずれかの温室効果ガス排出量の削減率等を達成することを想定（条例に基づく実績報告書にかかる評価基準で S、AAA、AA 評価相当）
 - ① 基準年度比削減率 1.5%（年率）以上かつ前年度比削減率 5%以上（年率）
 - ② 基準年度比削減率 1.5%（年率）以上かつ前年度比削減率 1.5%以上 5%未満（年率）かつ、重点対策実施率 90%以上

<実績報告書にかかる評価制度>

実績報告書については、「基準年度比削減率」、「前年度比削減率」、「重点対策実施率」に基づき、S～Cの6段階で評価します。

評価	基準年度比削減率	前年度比削減率	重点対策実施率
S	削減目安 (年1.5%) 以上	5%以上	100%超
AAA			90-100%
AA		1.5%以上5%未満	90%未満
			90%以上
A		1.5%未満	—
B	削減目安 (年1.5%) 未満	1.5%以上	—
C		1.5%未満	90%以上
			90%未満

- ・ 本制度を活用した融資を受ける際の流れは以下の通り。
 - ① 事業者が、条例に基づく対策計画書を府及び金融機関に提出する。
 - ② 府は、対策計画書の内容を審査し、金融機関に審査結果を通知する。
 - ③ 金融機関は、審査結果が基準年度比削減率 1.5%（年率）以上かつ、重点対策実施率 90%以上（条例に基づく対策計画書の評価にかかる AAA、AA 評価相当）であれば、SPTs が野心性や適切性が十分であると判断し、融資を実行する。
 - ④ 事業者は、対策計画書の提出後、毎年度実績報告書を府に提出する。
 - ⑤ 府は、実績報告書の内容を審査し、金融機関に審査結果を通知する。
 - ⑥ 金融機関は、審査結果が AA 評価相当以上であれば、SPTs 達成として、金利優遇等のインセンティブを付与する。



<対策計画書にかかる評価制度>

対策計画書については、「基準年度比削減率」および「重点対策実施率」に基づき、以下の表のとおり、AAA～Cの5段階で評価します。

評価	基準年度比削減率	重点対策実施率
AAA	削減目安（年1.5%）以上	100%超
AA		90-100%
A	削減目安（年1.5%）未満	90%未満
B		90%以上
C		90%未満

上記の新たな制度を構築するにあたり、受注者は、府に対して以下の支援を行うこと。

- ・本制度が、環境省が定める「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024年版)」(以下、「ガイドライン」という。)が求める要件を満たすよう、KPIやSPTsの設定等に係る情報を収集しアドバイスを行うこと。
- ・ガイドラインで求められる「外部検証」において、枠組みへのESG投資評価機関等からの評価^{※2}を取得すること。
 - ※2 ガイドラインで推奨されるSLLが備えておくべきとされる要件に対し、「適合」するとの評価を受けることを指す。
- ・制度全体が効率的に活用・運営されるための事項(金融機関が本制度を活用して融資する際に必要な書類等のひな型作成等)について、関係者のニーズ等を取りまとめて把握したうえで作成すること。

(提案を求める内容)

- ① 複数のESG投資評価機関等を比較検討したうえで、評価を取得する予定の外部機関を選定し、選定理由と併せて提案すること。
- ② 制度全体が効率的に活用・運営されるための事項について、用意しておくべき項目・資料等を整理し、必要に応じサンプルを提案すること。

(2) 脱炭素経営宣言登録制度の周知・支援

チラシ等を活用し、関係機関と連携して脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うこと。また、脱炭素経営宣言事業者の状況に応じて最適な各種支援を実施すること。

ア 脱炭素経営宣言登録制度の周知

脱炭素経営宣言登録制度について、府内自治体及び商工会議所、金融機関、青年会議所などの関係機関と密に連携して、それぞれのニーズや要望に応じつつ、特定事業者など比較的大規模な事業者のほか、地域の商工会等の会員事業者など中小規模の事業者にも幅広く周知すること。

なお、周知に当たっては、内容がわかりやすい周知チラシ(1,000部程度)等を作成の上、関係機関等に対して希望部数を配布し、効果的な周知を図ること。

(提案を求める内容)

- ① 全国の脱炭素経営に関する状況等から、脱炭素に関心が高い業種・業態をターゲットにするなど、効率的な周知方法を提案すること。
- ② チラシ等について、幅広い事業者が理解できるように、訴求する内容や盛り込む情報等を整理してサンプルとして提案すること。

イ 具体的な脱炭素対策の実施につながる支援の実施

脱炭素経営宣言事業者の状況に応じて、各種支援メニューを効果的に紹介・提供することなどを通じて、具体的な対策実施につながる支援を実施すること。

脱炭素経営に意欲の高い事業者に対しては、伴走支援型セミナー^{※3}の開催等、個別支援を実施すること。

※3 伴走支援型セミナーの例

- ・参加した事業者が段階的に脱炭素に取り組むことを目指す連続的なセミナー
- ・講義と温室効果ガス排出量算定支援等をセットにしたセミナー 等

(提案を求める内容)

- ①意欲の高い事業者の具体的な対策実施につながる支援の方法（対策計画書等作成支援、伴走支援型セミナー、マッチングイベント等）を提案すること。

(3) 脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務

脱炭素経営宣言申請の受付関連事務として、以下の内容を行うこと。

- ・脱炭素経営宣言申請受付用HPを作成すること。
- ・申請は、MicrosoftExcel ファイルのメールによる提出で受け付け、申請内容に関して形式的要件を確認すること。受付後、府が提供する脱炭素経営宣言登録申請者一覧表(過年度受付分)に申請内容を追記する形でとりまとめること。
- ・申請にかかる事業者とのやりとり（申請内容の補正等）については、受注者が対応すること。
- ・確認した申請書と併せて、府が提供するひな型を利用して脱炭素経営宣言登録証（案）を作成し、順次、大阪府へ1週間ごとに送付すること。

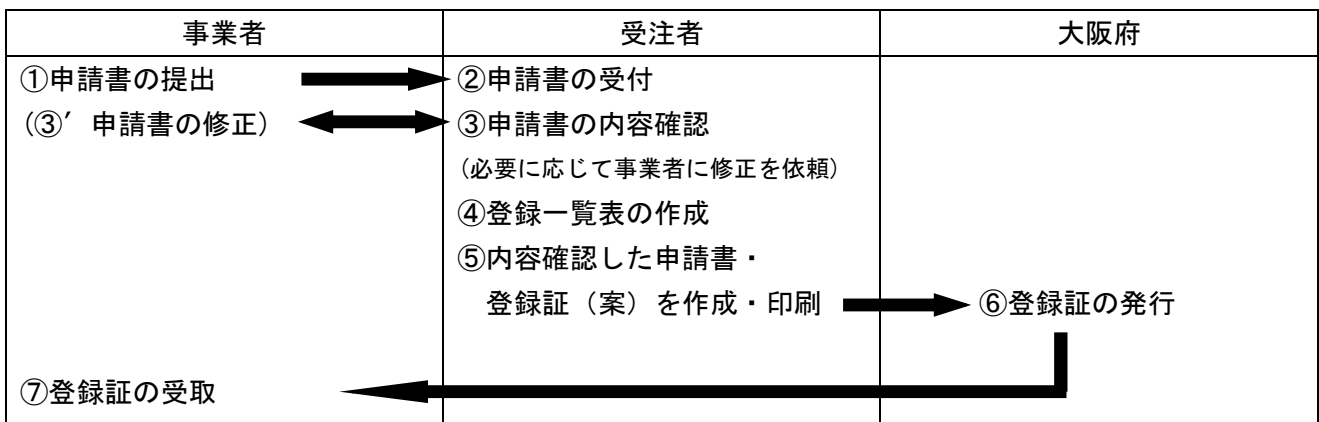
大阪府において、申請書・登録証(案)を改めて確認の上、登録証を発行して事業者に送付する。

なお、令和7年度の脱炭素経営宣言登録者数として約1000件を見込む。

(提案を求める内容)

- ① 質問対応や修正依頼等の申請者とのやりとりを含めた、受付から登録証発行までの事務を円滑に実施するための受付・チェック体制について提案すること。

<参考> 基本的な事務処理フロー



(4) 業務進行予定の策定及び進行管理

(1)～(3)にかかる業務について、業務委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。事業全体のスケジュール及び(1)～(3)の業務ごとのスケジ

ルールを表形式で示したものを作成し、業務実施計画書に添付すること。

6. 府の制度やガイドライン等

(1) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の届出制度（特定事業者以外の事業者）

- ・届出の手引き（評価制度についてはP. 58～59）

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/19973/tebiki_ninitodokede.pdf

- ・気候変動対策指針

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/19973/shishinn.pdf>

(2) グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024年版)

<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

7. 本事業にかかる一般原則

(1) 関係者との連絡・調整

本事業は、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業の実施に必要な関係者との調整は受注者において行うこと。

(2) 物品等の購入について

本事業に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（令和6年4月改定）に適合するものであること。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/oi20020/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>)

(3) 著作権及び使用料について

- ・本事業に関する企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。

- ・本事業における成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。)については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。)の行使をしないこと。

- ・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

- ・成果品については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。

- ・成果品に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 本事業にかかる個人情報保護義務

本事業で制作する成果品は公表を前提とするため、個人情報の保護に十分配慮して制作すること。上記5.(1)～(3)の実施においては、事業者に関する情報など事業上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。

(5) その他

- ・事業遂行にあたっては常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・事業内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。また、本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、事業を遂行する。
- ・別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席すること。
- ・スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

8. 提出物

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（WEB サイトで使用した素材やデータ含む）について、電子媒体（DVD-R 等 1 枚）にて下表の通り提出するものとする。ただし、受付件数については、令和 8 年 3 月 26 日施行分を最終の件数とする。

	提出物	提出期限	提出先
1	業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告	設定・変更時	大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階 電子メールアドレス： eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp
2	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内	
3	事業完了報告書 （5 で実施した事業結果を含む）	令和 8 年 3 月 31 日まで	
4	脱炭素経営宣言登録事業者の申請内容をとりまとめた Microsoft Excel データ		
5	その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除	必要に応じて随時	

9. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、大阪府と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 事業の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。
- (2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、2に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。
- (3) (2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。
- (4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。

10. 実施状況の報告

大阪府から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

11. 委託事業の運営

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。